

## 令和8年度振興局地域づくり支援事業の募集について【事業概要】

(募集に関する重要なお知らせ)

審査会において、申請者から事業内容の説明をしていただく必要があります。詳しくは、6 審査会をご覧ください。

審査会 令和8年4月13日(月)

### 1 趣旨

地域の資源や特色を生かした個性豊かで活力ある地域づくりを進めるため、振興局が、市町村や民間の団体等に対して補助を行うとともに、市町村や民間団体が連携した広域的な地域づくりを伴走支援する。

### 2 補助対象者、補助対象事業等、補助期間、補助率、補助限度額等

令和9年3月31日までに完了する事業で、下記のとおりとする。

補助対象者	補助対象事業	補助期間	補助率	補助限度額
1 市町村 2 一部事務組合 3 広域市町村圏協議会 4 広域連合 5 複数市町村等で構成される団体(等には県、民間団体を含む) 6 和歌山県に本拠を持ち県内で活動する団体(市町村や企業、第三セクターが参加している場合も可。)	(1) 地域文化育成事業 (2) 地域資源活用事業 (3) 地域交流事業 (4) UJIターン促進事業 (5) 地域情報化推進事業 (6) ひとつづくり推進事業 (7) 観光振興事業 (8) 子育て支援事業 (9) 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興を図るために知事が特に必要と認める事業	補助金の交付決定があった日から当該年度の3月31日	補助対象経費の2分の1以内。 ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	100万円

※令和8年2月1日の改正により、補助対象事業に「(8) 子育て支援事業」が追加

※「補助対象事業」の詳細は、以下「振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱取扱要領」2(1)のとおり

振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱取扱要領2(1)

(1) 補助対象事業

- ア 地域文化育成事業  
地域伝統文化の保存・継承並びに新しい文化の創出・定着事業
- イ 地域資源活用事業  
自然・歴史・文化等の地域固有の資源を活用した、個性的で魅力のある地域づくり活動や、地域外への情報発信等を行う事業
- ウ 地域交流事業  
交流人口の増加を図るためのイベントや住民参加型イベントを実施する事業
- エ U J I ターン促進事業  
若者のU J I ターンを促進するための事業
- オ 地域情報化推進事業  
地域住民を対象とした情報化推進事業
- カ ひとつづくり推進事業  
地域づくりリーダーの養成や観光語り部の育成などの人材育成事業
- キ 観光振興事業  
観光地の魅力アップや観光客の利便性向上につながる事業
- ク 子育て支援事業  
子育てやこどもの健やかな育ちの支援につながる事業
- ケ 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興を図るために知事が特に必要と認める事業

○振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱別表第2(第2関係)

	経費区分	内容例
1	報酬・謝金・旅費・交通費	外部講師及びイベントスタッフへの報酬、謝金、賃金、招へい及び視察に係る旅費、交通費、宿泊費等
2	需用費・原材料費	消耗品、印刷製本、食糧費、イベント開催に係る資材費等
3	役務費・使用料・賃借料	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場使用料、什器レンタル料等
4	委託料	会場設営等委託、デザイン委託、イベント運営委託等
5	備品購入費	事業の実施に直接必要となる最小限度の備品 ※備品購入費は、当該表の1～4及び6の合計額の1/9を上限
6	その他	上記以外で特に必要と認められる経費

### 3 対象外となるもの

#### (1) 対象外事業

- ア 県の他の補助金の交付を受けている事業
- イ 施設整備等のハード事業
- ウ 事業費が10万円未満の事業
- エ 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- オ 公序良俗に反する事業
- カ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- キ 既に行っている事業に対して、特別な変更や進化がなく、単なる継続的な運営や繰返し実施している事業
- ク 他の企業や団体が既に実施しており、同様の内容・範囲で行う事業

#### (2) 対象外経費

- ア 各種団体や施設等に係る運営経費
- イ 別表第2の経費であっても、補助事業の目的を達成するうえで直接必要と認められないもの

### 4 スケジュール

- ・募集開始 令和8年3月2日(月)
- ・採択要望書の提出締切 令和8年3月23日(月)
- ・審査会 令和8年4月13日(月)
- ・審査結果の通知 令和8年4月14日(火)以降
- ・補助金交付申請 審査結果の通知日以降(採択事業のみ)
- ・補助金交付決定 令和8年4月中

### 5 採択要望書等の提出について

#### (1) 受付期間 令和8年3月2日(月)から3月23日(月)

なお、受付期間最終日については、いずれの提出方法も17時必着

#### (2) 提出方法

下記(3)の書類データをメールで送付及び紙媒体を8部持参又は郵送

#### (3) 提出書類

- ア 令和8年度振興局地域づくり支援事業採択要望書(様式1)
- イ 事業計画書(様式2)
- ウ 収支予算書(様式3)
- エ 団体概要書(様式4)
- オ 役員等に関する名簿(補助金交付要綱別記第3号様式)
- カ その他参考資料(任意)
  - ・採択要望事業に係る企画書等
- キ 提出書類チェックシート

※上記ア～オ及びキは必ず伊都振興局HPに掲載する指定様式を使用すること。  
また、控えは各自保持しておくこと。

#### (4) 提出先

伊都振興局 地域づくり部 地域づくり課 地域振興・防災グループ  
(〒648-8541 橋本市市脇4丁目5-8)

## 6 審査会

### (1)審査方法

採択要望書等の提出者によるプレゼンテーション方式での審査を実施する

### (2)審査会

ア 実施日 令和8年4月13日（月）

イ 開催場所 伊都振興局2階 入札室

ウ 審査時間 プレゼンテーション 10分

質疑応答 15分

エ プレゼンテーションの方法

5(3)記載の提出書類に基づき説明。なお、当日に補足資料を配布する場合は、要望者側で提出用に8部準備すること

オ 注意事項

①プレゼンテーションの順番は原則として採択要望書の受付順とする。

②プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり2名までとする。

③他の申請者のプレゼンテーションを傍聴することは不可。

④審査会に出席できない場合は、不採択とする。

### (3)評価項目

妥当性、地域性、新規性、継続性・発展性、公益性の5項目で審査

## 7 審査結果の通知等について

補助事業の採択については、「和歌山県補助金等交付規則」、「振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱」、「同取扱要領」等に基づき審査会にて決定する。事業採択の可否については、書面で通知予定。

## 8 留意事項

(1)本事業の募集は、令和8年度当初予算における予算措置を前提としているため、予算の成立状況によっては、募集の中止、募集内容の変更を行う可能性がある。

(2)補助対象とならない経費等があるため、要望書等提出にあたり疑問点がある場合は可能な限り事前相談すること。

問合せ先

伊都振興局 地域づくり部 地域づくり課 金谷、古澤

〒648-8541 橋本市市脇 4-5-8

TEL:0736-33-4915 FAX 0736-33-4916

MAIL:e1303201@pref.wakayama.lg.jp